（信託の記録の変更の申請）

第十二条　令第二十八条において読み替えて準用する令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。

２　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条　法第五十七条の十七の請求は、様式第七の請求書によってしなければならない。

２　前項の請求書には、法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

３　環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の十七の規定による請求があった場合において、遅滞なく、当該請求に係る国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

（法人等保有口座の廃止の申請）

第十四条　法人等保有口座名義人は、自己の法人等保有口座に記録されている国際協力排出削減量について、その全部を他の法人等保有口座又は政府保有口座に移転した場合には、自己の法人等保有口座の廃止を申請することができる。

２　前項の申請は、様式第八の申請書によってしなければならない。

３　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第四条第三項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

４　環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る法人等保有口座を廃止するものとする。

（法人等保有口座に記録されている事項の修正等）

第十五条　環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座の記録事項に誤りがあることを知ったときは、法人等保有口座名義人に協議した上で、当該法人等保有口座の記録事項の修正を行うとともに、当該修正を行うために必要な範囲で、国際協力排出削減量の移転を行うことができる。

２　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座の記録事項の修正又は国際協力排出削減量の移転を行った場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

（国際協力排出削減量口座簿による情報の開示）

第十六条　環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座名義人の名称及び本店等の所在地（排出削減等協力事業者である個人にあっては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。）を公表するものとする。

２　環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座及び政府保有口座について、その区分ごとに、当該区分に含まれる口座に記録されている国際協力排出削減量の数量を公表するものとする。

（手数料の納付の方法）

第十七条　令第二十九条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

２　前項の規定により指定実施機関に納められた手数料は、指定実施機関の収入とする。

（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合）

第十八条　令第二十九条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第五号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

様式第一（第４条関係）

収入印紙（消印してはならない）

法人等保有口座の開設申請書

年　月　日

環境大臣　殿
経済産業大臣　殿

申請者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の９第３項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

名称及び代表者の氏名又は氏名の英語による表記	
本店等の所在地又は国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

（法人である場合のみ）

国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称	
英語による表記	
国際協力排出削減量の管理を行う部署の住所	
英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

備考　申請書の用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。